第5回臨時 田沢湖・角館・西木合併協議会

日時 平成16年 6月16日(水) 午後1時30分場所 田沢湖町総合開発センター 大集会室

会議次第

- 1.開 会
- 2. 会長あいさつ
- 3.会議録署名委員の指名について
- 4.議題

協議案第5号 新自治体の名称について(継続協議) 協議案第10号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて(継続協議) 協議案第11号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて (継続協議)

5.閉会

協議案第5号

新自治体の名称について(継続協議)

新市の名称の決定方法

田沢湖・角館・西木合併協議会新市の名称案募集要項(以下「募集要項」という。)第6条 に規定する新市の名称の決定方法は、次のとおりとする。

第1 新市の名称の選定

新市の名称は、募集要項に基づき応募された新市の名称案(無効とされた名称案を除く。) に、田沢湖市、角館市、西木市の三市名を加えたもの(以下「名称案」という。)のなかか ら選定する。

第2 第1次選定

- 1 別に定めるところにより、新市名称候補選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
- 2 委員会において、30以内の名称案を選定し、これを第1次名称候補とする。

第3 第2次選定

- 1 合併協議会において、会長及び副会長を含む出席委員(以下「出席委員等」という。)が、第1次名称候補のなかから3つ以内を選び、投票する。投票は無記名方式とする。
- 2 得票数の上位10の名称案を、第2次名称候補とする。ただし、得票数第10位となる名称案が複数あるときは、得票数第10位となる名称案すべてを含めて第2次名称候補とする。
- 3 出席委員等が投票した名称案が10に満たない場合は、委員等が投票したすべての名 称案を第2次名称候補とする。

第4 第3次選定

- 1 合併協議会において、出席委員等が、第2次名称候補から1つを選び、投票する。投票は無記名方式とする。
- 2 得票数の上位5の第2次名称候補を、第3次名称候補とする。ただし、得票数第5位となる名称案が複数あるときは、得票数第5位となる名称案すべてを含めて第3次名称 候補とする。
- 3 第2次選定において、第2次名称候補が5以下の場合は、そのすべてを第3次名称候補とし、投票は行わない。
- 4 1つの第2次名称候補の得票数が投票総数(無効票を除く。以下同じ。)の3分の2 以上となった場合にあっても、その第2次名称候補を新市の名称として決定するもので はない。

第5 最終選定

- 1 合併協議会において、第3次名称候補のなかから、協議により、新市の名称を決定する。
- 2 新市の名称を、協議により決定することが困難な場合は、投票により決定するものとし、その方法は、田沢湖・角館・西木合併協議会会議運営規程第5条の規定にかかわらず、 次のとおりとする。
 - (1)投票は、出席委員等が行う。
 - (2)投票は、無記名方式により行う。
 - (3)出席委員等は、第3次名称候補から1つを選び投票する。
 - (4)投票総数の3分の2以上を得たものを、新市の名称とする。
 - (5)(4)において、3分の2以上を得票した第3次名称候補がない場合は、投票結果を踏まえ、協議を行い、新市の名称を決定する。
 - (6)(5)において、協議により新市の名称を決定することが困難な場合は、得票順位第1位と第2位を対象に再度投票を行い、3分の2以上を得票した第3次名称候補を新市の名称とする。
 - (7)(6)において、得票順位第1位あるいは第2位の第3次名称候補が複数である場合は、別表により取扱う。
 - (8)(6)あるいは(7)において、3分の2以上を得票した第3次名称候補がない場合は、投票結果を踏まえ、協議を行い、新市の名称を決定する。
 - (9)(8)において、協議により新市の名称を決定することが困難となった場合の、 新市の名称の最終的な決定方法については、その際、合併協議会で協議する。

参考 田沢湖・角館・西木合併協議会会議運営規程第5条

(会議の進行)

第5条 会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見の調整ができず、協議の進展に支障が生じた場合は、出席委員の3分の2以上の賛同をもって 議事を進めることとする。

新市名称決定までの流れ

新市名称案の募集

募集期間 平成16年3月1日(月)~3月31日(水) 31日間

第 1 次 選 定

応募名称

田 沢 湖 市 + 角 館 市 西 木 市

合併協議会委員(各町村の教育長、民間委員(協議会規約第7条第3号委員)1名)と各町村長が定める地域住民(協議会委員以外の各町村居住者1名)によって構成する新市名称候補選定委員会(委員9名)を設置する。

応募された名称案に田沢湖市、角館市、西木市の3市名を加えたもののなかから、 新市名称候補選定委員会において30以内の第1次名称候補を選定する。

第 2 次 選 定

合併協議会において、**会長及び副会長を含む出席委員**が、第1次名称候補のなかから3つ以内を選び、投票する。

得票数の上位10を第2次名称候補とする。

第 3 次 選 定

合併協議会において、**会長及び副会長を含む出席委員**が、第2次名称候補のなかから1つを選び、投票する。

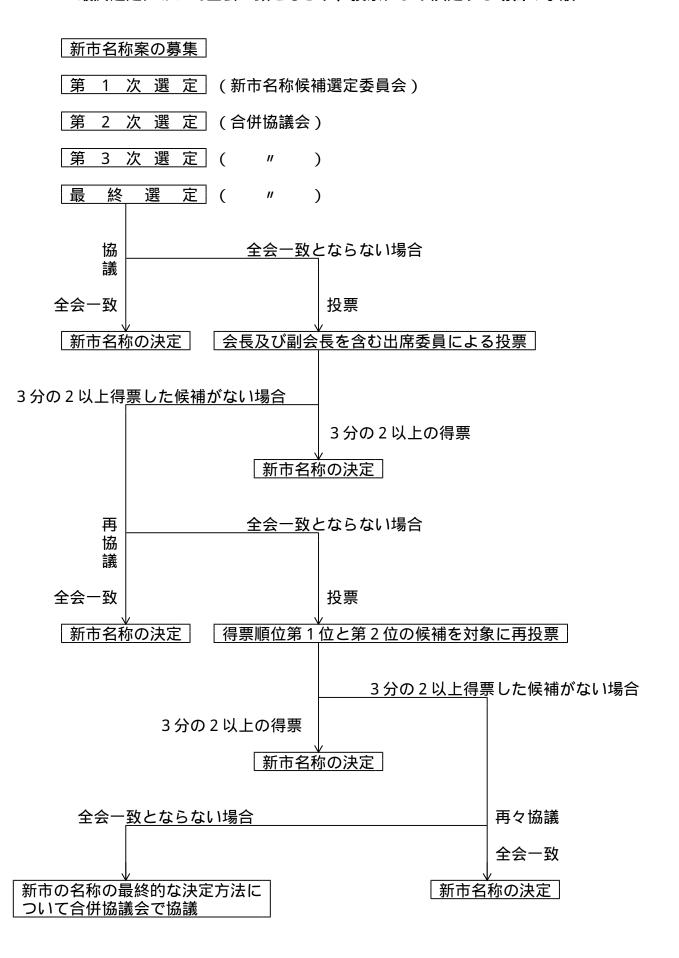
得票数の上位5を第3次名称候補とする。

最終選定

合併協議会において、協議により、第3次名称候補のなかから、新市の名称を決 定する。

協議による決定が困難な場合は、投票(別紙)を行うなどして新市の名称を決定する。

最終選定において全会一致とならず、投票により決定する場合の手順



	 得	票	順	位	 第	2	位	が	1		 得	票	順	位	第	2	ሰ	が	2	っ	以	F
得票順位第1位が1つ											得 べて 数 する	票を でな。 分の	制象にもなる。	と投票でいる。	った得う を行う 多 会 第 1	専票順 う。 った第 長と届	算位第 第 3 次 引会長 注対象	2位(名称(の協)に投	第編に表	3 次1 (- より 行う。	名称修 で得票 1 つを	
得票順位第1位が2つ以上	べて	を対象 分の 2	に投票	票を行	う。					候補す 名称と	同名	=										

新市名称候補第3次選定一覧表(50音別)

	新市名称候補	ふりがな	備	考
1	角館市	かくのだてし		
2	北の都市	きたのみやこし		
3	田沢湖市	たざわこし		
4	みちの〈市	みちのくし		

協議案第10号

議会議員の定数及び任期の取扱いについて(継続協議)

議会議員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する

協議事項	議会議員の定数及び任期の取扱い	関係項目	
調整の内容	3町村の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律 (昭和 40 き続き新市の議会議員として在任する。 新市の議会議員定数は 24 人とする。	年法律第6号)第7条第	1 項の規定を適用し 平成 17 年 10 月 31 日まで引

区分	合併特例法を適用しない場合	定数に関する特例 合併特例法第 6 条 を適用 する場合	在任に関する特例(合併特例法第7条)を適用 する場合
1 合併関係市町村 の議会の議員の身分	合併関係市町村の廃止と同時に失職す る。	合併関係市町村の廃止と同時に失職する。	合併関係市町村の協議により、合併後 2年を超えない範囲に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。
2 任 期	設置選挙の日から4年 (地方自治法第 93 条第 1 項)	設置選挙の日から4年 (地方自治法第 93 条第 1 項)	合併後2年を超えない範囲で協議で定める期間。
3 定 数	地方自治法第91条第2項に基づ〈合併市町村の人口(地方自治法第254条)区分ごとの上限数の範囲内で条例で定める。 地方自治法第91条第2項 人口5万人未満の市 26人 人口2万人以上の町村26人 (平成15年1月1日から施行) *人口=官報で公示された最近の国勢調査人口又は、これに準ずる全国的な人口調査の結果による人口。 (地方自治法第254条)		地方自治法第 91 条の定数を超えるときには、 当該数をもって合併市町村の議会の議員定数 とし、議員に欠員が生じたとき、または議員がす べていなくなったときは、これに応じてその定数 は第 91 条の規定に至るまで減少する。
4 選挙期日	設置の日から50 日以内 (公職選挙法第 33 条第 3 項)	設置の日から50 日以内 (公職選挙法第 33 条第 3 項)	選挙を行わない。
5 補欠選挙の適用	有	有	無
6選 挙 区	条例で選挙区を設けることができる。(公職選挙 合併後、最初に行われる設置選挙に限り、選 ることができる。(公職選挙法施行令第9条))	挙区ごとの議員定数は、人口に比例しないで定め	

協議案第11号

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて(継続協議)

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	関係項目	
調整の内容	3町村の農業委員会は、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法行 市の農業委員会として存続する。その後、一つに統合し、旧町村を区 選挙による委員の定数は、20人とする。 各選挙区ごとの委員の定数については、合併時までに調整する。	•	

	田沢湖町	角館町	西木村	計
現在の農業委員会委員の定数	定数 19人 選挙委員 14人 選任委員 5人 (農協推薦 1人) (共済推薦 1人) (議会推薦 3人)	定数 16人 選挙委員 11人 選任委員 5人 (農協推薦 1人) (共済推薦 1人) (議会推薦 3人)	定数 15人 選挙委員 10人 選任委員 5人 (農協推薦 1人) (共済推薦 1人) (議会推薦 3人)	定数 50人 選挙委員 35人 選任委員 15人 (農協推薦 3人) (共済推薦 3人) (議会推薦 9人)
委員の定数	任期 平成 1 <i>7</i> 年 7月 19日	任期 平成 1 <i>7</i> 年 7月 19日	任期 平成 1 <i>7</i> 年 7月 19日	

農業委員会の委員の任期は、農業委員会制度が発足した昭和 26 年 7月に執行された一般選挙以来、3年ごとに任期満了に伴う一般選挙が執行されてきました。 3町村の農業委員会は、委員の総辞職や解散等がなかったため大多数の自治体と同様に、現在の委員の任期は平成 17 年 7月 19 日となっています。 これまでの例によると、平成 17 年 7月には、第 19 回農業委員会委員の統一選挙が執行されるものと思われます。

農業委員会を設置している自治体の約68%が、3町村農業委員会の委員の任期と同様となっています。 (平成14年、第18回統一選挙時)

農業委員会の事務の取扱いについて 農業委員会が行うべき、 農地の競売の買受適格証明 」、 耕作証明 」、 贈与税・相続税の納税猶予に関する適格者 証明」等の証明発行などの農地法関係の事務の処理については、 市町村の合併に伴い農業委員会が一時的に事務を行えないとしても農業委員会が設置 されていることには変わりなく、 市町村長部局が当該事務処理をすることは適当でないと解されています。

農業委員会の設置数について 新自治体の区域面積が、10万 ha 以上であり、農業委員会等に関する法律第3条第2項の規定(施行令による基準市町村の区域面積が24,000ha を超える)により、2以上の農業委員会を置くことができることとなっています。

なお、一の農業委員会の、合併特例法第8条第1項の規定により新設合併の場合は選挙による委員の数は80人を超えられないと規定されていますが、3町村の農業委員会の選挙による委員の数は35人であり全委員が新自治体の農業委員会の選挙による委員となることができます。

農業委員会の選挙による委員の定数について 新自治体における選挙による委員の定数は、農業委員会等に関する法律施行令第2条の2の規定により、30 人以下で条例により定めることになっています。また、選任の委員は、農協推薦1人、共済推薦1人、議会推薦5人以下となっています。 なお、農業委員会等に関する法律第19条の規定により、選挙による委員の定数が20人を超える場合は、農地部会を設置しなければなりません。

課題等

泛び任期

新
新市農業委員会の定数及び
辰
季季
員
会
욅
数
及
び任期
罪

区分		選任方法等	定数	任期	根 拠 法 令		
新しいまちに1つの委員会を	原則	新たに選挙する	条例で定める数	3 年	農業委員会等に関する法律第3 条、第7条及び第15条の各第1 項		
置ぐ場合	特例	右記の定数を超えるときは、合併関係町村の選挙による委員で互選する	協議により80 人を超 えず 10 人を下らない 数(注)	合併後1年を超えない範囲で協議で定める期間	市町村の合併の特例に関する 法律第8条第1項、第2項		
合併前の農業委員会の区域 を引き継ぐ場合	特例	3つの農業委員会委員が そのまま在任	3つの農業委員会委 員定数	それぞれの任期ま での期間	市町村の合併の特例に関する 法律第34条第1項		
合併後に新たに2以上の農業委員会を設置する場合	特 例	右記の定数を超えるときは、合併関係町村の選挙による委員で互選する	協議により80 人を超 えず 10 人を下らない 数 (注)	合併後1年を超えない範囲で協議で定める期間	市町村の合併の特例に関する 法律第8条第3項		

(注)次員を生じ、又は委員がすべていなくなったときは、これに応じて、その定数は農業委員会等に関する法律第7条の定数に至るまで減少する。